

吹田市千里新田地区青少年対策委員会会則

(目的)

第1条 吹田市千里新田地区青少年対策委員会（以下「委員会」という）は、千里新田地区（以下「地区」という）における青少年に関係ある団体等が参画し、相互の連絡調整を図り、青少年をめぐる社会環境の浄化や青少年の健全育成を目的に、青少年保護育成活動を自主的に展開する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項をつかさどる。

- 1) 青少年の健全育成に関する必要な事項を審議し、年間を通しての事業計画の策定及び推進
- 2) 関係機関・団体等の相互連絡及び調整
- 3) 地区青少年関係団体の育成援助
- 4) 地区住民への啓発活動
- 5) その他、委員会の目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、地区内の下記の構成団体等の代表者（以下「委員」という）をもって組織する。

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| 1) まちづくり協議会 | 13) 人権啓発推進協議会 |
| 2) 連合自治会 | 14) 防犯協議会 |
| 3) 各自治会 | 15) 公民館 |
| 4) 青少年指導員 | 16) 千里山竹園児童センター |
| 5) 保護司 | 17) 土曜WAKU ² クラブ |
| 6) 少年補導員 | 18) 行政相談員 |
| 7) 体育振興会 | 19) 千里新田こども園 |
| 8) スポーツ推進委員 | 20) 千里新田小学校 |
| 9) 民生・児童委員協議会 | 21) 南千里中学校 |
| 10) 福祉委員会 | 22) 小・中学校PTA |
| 11) 日赤・地区連合会分団 | 23) 地域コーディネーター |
| 12) 高齢クラブ連合会 | 24) その他、委員会が必要と認めた者 |

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- | | | | | | | | |
|---------|----|---------|-----|-------|-----|-------|----|
| 1) 委員長 | 1名 | 2) 副委員長 | 2名 | 3) 書記 | 2名 | 4) 会計 | 2名 |
| 5) 会計監査 | 2名 | 6) 幹事 | 若干名 | 7) 顧問 | 若干名 | | |

- 2 役員は、総会において委員の互選により選任する。役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後、次の役員が選任されるまではその職務を行う。

(役員の仕事)

第5条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1) 委員長は会務を総理し、委員会を代表する
- 2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の指名する順序に従いその仕事を代行する
- 3) 書記は委員会の庶務をつかさどる
- 4) 会計は委員会の会計事務をつかさどる
- 5) 会計監査は会計事務を監査する
- 6) 幹事は委員会の活動を推進する
- 7) 顧問は重要事項について会長の諮問に応え、要請ある時は会議等に出席する

(会議)

第6条 委員会の会議は次のとおりとし、各会議において以下の事項を審議決定する。

1) 総会は委員会の最高決議機関であり、年1回開催するとともに必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- ①事業活動計画及び予算
- ②事業活動報告、決算報告及び会計監査報告
- ③役員選出
- ④会則の制定及び改廃
- ⑤その他、会務運営上必要と認める事項

2) 定例会議は、青少年に関係する団体等の連絡調整を図るため定期的を開催する。

- ①青少年に関わる社会環境や情勢に関する事項
- ②事業活動計画の効果的な推進方法
- ③その他、会務運営上必要と認める事項

3) 役員会は、事業計画を積極的に推進するため、必要に応じて開催する。

- ①事業活動計画案及び予算案の策定
- ②事業活動の具体的実施方法や調整に関する事項
- ③事業活動の記録及び広報や啓発に関する事項
- ④その他、会務運営上必要と認める事項

2 会議は、委員長が招集し、委任状も含め委員の3分の2以上の出席を以って開催する。

3 会議の議長は、委員長または委員長が指名した役員があたる。

4 会議の議決は、出席者の過半数を以って決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(専門部会)

第7条 委員会の所掌事務を遂行するために、必要に応じて専門部会を設置し、審議検討することができる。専門部会の名称及び定数は、委員会で決定する。

2 部会委員の選任は、役員会の推薦を得て委員長が指名する。

第8条 委員会の会計は、吹田市の交付金及び寄付金等の収入をもってこれに充てる。会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第9条 本会則に定めのない事項は、必要に応じて委員会において協議決定する。

(附則)

この会則は平成12年4月1日から施行する。

この会則は平成16年5月22日から施行する。

この会則は平成21年6月8日から施行する。

この会則は平成22年5月14日から施行する。

この会則は平成26年5月15日から施行する。

この会則は平成29年5月18日から施行する。

この会則は2019年5月16日から施行する。

この会則は2020年6月13日から施行する。